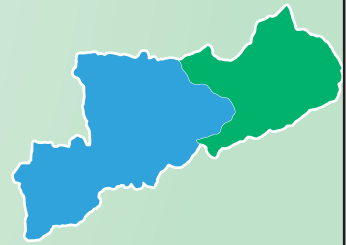


合併協議会だより



発行責任者：広見町・日吉村合併協議会 会長 山本雅之

編集：広見町・日吉村合併協議会事務局
広見町大字近永800番地 1

新町の名称を募集します

募集期間 4月1日から4月25日まで (当日消印有効)

広見町と日吉村が合併した場合の新しい町の名称を次のとおり募集します。

皆さんふるってご応募ください。

○応募できる人

広見町・日吉村に住所のある人ならどなたでも応募できます。(ただし、1人1点としません)

○応募の方法

募集チラシの専用はがきをご利用ください。FAX、eメールでも応募できます。

○賞品等

名付け親大賞 1人
(5万円相当の図書券又は商品券)

名付け親賞 8人
(1人につき1万円相当の図書券又は商品券)

佳作 4人 (1人につき1万円相当の図書券又は商品券)

アイデア賞 3人 (1人につき5千円相当の図書券又は商品券)

○提出先

広見町・日吉村合併協議会事務局
広見町大字近永800番地 1 (広見町民会館3階)

FAX 45-3078

eメール gappei@town.hiromi.chime.jp

TEL45-1111 (内線400~404)



新町名候補選定小委員会報告をする宮本委員長

第三回協議会は三月九日、広見町民会館で午後二時開会し、報告一件、議案二件、継続協議二件、新規協議三十件を協議しました。
十六年度の協議会事業計画及び予算を原案どおり承認しました。
継続協議の「新町の名称について」は宮本委員長が、公募する旨の第一回小委員会の報告を行い、新町の名称を四月から募集することを全会一致で確認しました。
また、「町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて」は、確認には至らず再度継続協議となりました。
新規協議三十件のうち、「各種事務事業(管財業務)の取扱いについて」を継続とした以外は、原案どおり確認しました。

第三回協議会

使用料、手数料等
二十九件を確認

確認された協議案

使用料、手数料の取扱いについて

- 一 事務手数料等については、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則から合併時に統一する。
 - 二 施設等使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、類似する施設の使用料については、新町において引き続き検討する。
 - 三 水道料金については、現行どおりの料金体系とし、日吉村にある小規模水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。
 - 四 水道加入金については、広見町の例による。
 - 五 水道業務に係る手数料については、合併時に統一を図る。
- 各種事務事業(議会業務)の取扱いについて
議会業務については、新町に移行後速やかに調整する。

各種事務事業（企画業務）の取扱いについて

一 地域活性化助成事業については、新町において新たに制度を定める。

二 地域交通体系については、新町において十分な計画により構築を図るものとする。

三 若者定住住宅奨励金制度については、新町において新たに検討する。

四 集会所については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理について新たな基準を設ける。

五 国際交流事業については、基本的に新町に移行後速やかに調整する。なお、広見町で実施のふるさと基金海外研修事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。

六 その他の企画業務については、各種計画の策定をはじめ、新町に移行後速やかに調整する。

各種事務事業（広報公聴業務）の取扱いについて

一 広報誌は現在の広見町の規格と同等とし、毎月一回発行し情報公開に努める。

二 ホームページについては、住民ニーズを第一とした内容で作成する。

三 新町移行後、住民の意見・提言を幅広く受け入れるため、地域懇談会の開催をはじめとする広聴業務の推進を図る。

各種事務事業（電算業務）の取扱いについて

電算業務については、合併によって住民サービスが低下しないよう十分に配慮したネットワークを構築する。なお、二町村の現在の業務内容を調査し、合併時点から運用する業務と、合併後に整備する業務に分類し、十分な計画のもとに統合を図るものとする。

各種事務事業（税務業務）の取扱いについて

一 納税組合は、現行のまま新町に引き継ぐ。

二 口座振替制度については、新町においても引き続き推進するものとする。なお、振替日については広見町の例による。

三 所得申告受付については、現行のまま新町に引き継ぐ。

四 その他の税務業務については、新町に移行後速やかに調整する。

各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて

一 投票区については、現行のまま新町に引き継ぐ。

二 ポスター掲示場については、新町において調整する。

三 期日前投票所については、合併時には現行のとおりとし、新町に移行後随時調整する。

各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて

監査委員業務については、監査委員の活動に支障がないよう担当部署等の調整を行う。

各種事務事業（林業業務）の取扱いについて

一 林道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。

二 林業振興事業については、合併までに内容を精査し、合併後調整を行う。

各種事務事業（水産業業務）の取扱いについて

水産業務については、内水面漁業の放流事業で

あり、広見川の水産資源確保のため、現行のまま新町に引き継ぐ。

各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて

一 中小企業振興資金融資制度については、広見町の例により制度を設ける。

二 中小企業制度資金利子補助率については、平成十七年分から適用する。

三 企業誘致促進に係る制度については、広見町の例により制度を設ける。

四 観光関連施設については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。

各種事務事業（建設業務）の取扱いについて

一 各種事業、工事等に係る分担金については、新町において新たに制度を定める。

二 建設課直営班は、原則として新町に引き継ぐこととするが、組織・勤務体制等については、新町移行後、速やかに調整を図る。

三 里道管理については、新たに制度を設ける。

四 公営住宅については、現行のまま新町に引き

継ぎ、管理については新たな基準を設ける。

各種事務事業（都市計画業務）の取扱いについて

都市計画区域は、現広見町地域内の一部のみ指定されており、業務については現行のまま新町に引き継ぐ。

各種事務事業（水道業務）の取扱いについて

一 給水施設については、現行のまま新町に引き継ぐ。

二 広見町の水道企業会計及び日吉村の簡易水道特別会計については、現行のまま新町に引き継ぐ。

三 検針及び料金徴収については、現行のまま新町に引き継ぐ。

各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて

農業委員会業務は、現行のまま新町に引き継ぐ。

各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて

一 戸籍、住民基本台帳、

印鑑登録の各業務については、基本的に現行どおり新町に引き継ぐこととするが、各種様式の類については、現行広見町の様式に倣ったものを新たに作成する。

二 住民窓口としては、本庁でのサービスを基本とし、支所、連絡所での各種届出、証明書等の発行など、更なる住民サービスの向上を目指すものとする。

三 祝い金制度については廃止する。ただし、新町移行後、当該制度の内容を再検討し、必要に応じ新しく制度を定める。

各種事務事業（国保業務）の取扱いについて

一 国民健康保険税の税率は、合併年度は旧町村の例によるものとし、平成十七年度から統一した率を設定する。

二 国民健康保険税の納期については、平成十六年度は旧町村の例によるものとし、平成十七年度からは全八期とし、地方税の納期を十分に勘案し、一時期に負担が集中しないよう調整をする。

三 国民健康保険の保健事業については、基本的に広見町の例による。

四 その他の国民健康保険業務については、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、それぞれ定めるものとする。

各種事務事業（年金業務）の取扱いについて

年金業務については、現行のまま新町に引継ぐものとする。

各種事務事業（介護保険業務）の取扱いについて

一 介護保険業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐものとする。

二 介護保険料（一号被保険者）については、平成十八年度から新たな保険料を定めるものとする。

三 介護認定審査会は松野町及び新町で新たに設置する。

各種事務事業（保健業務）の取扱いについて

保健業務については、町民の健康づくり推進のため、更なる事業の充実を目指すように調整を図る。

各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて

一 敬老祝い金は廃止の方向で検討する。ただし、対応策として、介護手当支給制度を充実させる方向で検討する。

二 敬老会（敬老行事）については、七十歳以上の高齢者を対象とする。なお、開催範囲は新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。

三 高齢者福祉にかかる各種事業については、内容を充実し新たに制度を設けることとする。

各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて

一 新町の障害者福祉計画については、平成十八年度分から策定する。

二 民生児童委員協議会については、新たに組織する。

各種事務事業（社会福祉協議会業務）の取扱いについて

社会福祉協議会については、社会福祉法人として独立した活動を行っているが、高齢者福祉、障害者福祉など、行政上の必要な情報を福祉業務と

共有していることから、今後も連携を保ち地域福祉の充実を図る。

各種事務事業（児童福祉業務）の取扱いについて

一 児童手当及び貸付金等については、現行のまま新町に引き継ぐ。

二 保育所については、現行のまま新町に引き継ぐ。

三 保育所の保育時間、休日の取扱いについては、広見町の例により統一する。

四 特別保育事業については、各施設（地域）の実情に応じた事業を取り入れることとする。

五 保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成十七年度から新たに制度を設け、統一を図ることとする。

各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて

診療所業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐものとするが、新町としての一体性の確保と、住民が安心して暮らせる医療体制を確立するため、各診療所間での連携を図るものとする。

各種事務事業（学校教育業務）の取扱いについて

一 小・中学校区については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとす。

二 児童生徒の通学補助については、児童生徒の通学状況及び公共交通機関の状況を十分に勘案し、新たに制度を設ける。

三 スクールバス運行については、現行のまま新町に引き継ぐ。

四 学校給食については、現行のまま新町に引き継ぐ。

五 学校開放については、基準を統一する。

六 奨学資金については、新たに制度を設け、平成十七年度就学者から適用する。

各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて

一 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。

二 公民館については、新町において中央公民館を設置する。現在の広見町中央公民館は廃止し、それ以外の公民館を地区館とし、分館については現行のまま新町に引き継ぐ。

三 各種講座については、公民館を中心に開催されており、各公民館の主体性により実施する。

水道料金について

今回確認された「水道料金」については、会計を広見町の企業会計と日吉村の特別会計の2会計とし、水道料金については現行どおりとすることで確認しました。

水道料金は独立採算制であり、合併後も健全な運営を維持するためには、急激な変化を防ぎながらも随時料金の見直しを行っていく必要があります。

なお、水道加入金については下表の調整案で確認しました。

水道加入金（現行）

量水器口径	広見町	日吉村
口径区分なし		70,000円
13mm	40,000円	
20mm	60,000円	
25mm	90,000円	
30mm	180,000円	
40mm	250,000円	
50mm	300,000円	

※ 日吉村の加入金については、水道本管から量水器メーターまでの工事費を含む。

水道加入金（調整案）

量水器口径	金額
口径区分なし	
13mm	40,000円
20mm	60,000円
25mm	90,000円
30mm	180,000円
40mm	250,000円
50mm	350,000円
75mm	600,000円
100mm	1,000,000円

※ 本管からの工事費は事業主負担。

一 町村民運動会（体育祭）については、新町

四 人権教育については、新町の教育委員会において教育方針を策定し、それに基づき実施する。

五 成人式については、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて

一 文化祭（展示、芸能

移行後も当分の間は現行のとおりとし、随時調整する。

二 スポーツ大会（行事）については、現在行われているもののうち、継続、廃止の問題を含めて、新町に移行後、速やかに調整する。

各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて

三 町村指定の文化財については、新町において新たな制度を設けることとする。

二 国・県指定文化財調査及び整備事業については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。

発表）及びその他の文化行事については、開催方法の検討が必要であるため、新町に移行後、速やかに調整する。

使用料、手数料の調整案

（平成16年3月9日確認）

事務手数料の種類	具体的調整案	事務手数料の種類	具体的調整案
1. 複写機手数料 (B5・B4・A4・A3版)	1枚につき 50円	7. 仮の固定資産評価価格証明手数料	1件につき 200円
2. 認可地縁団体に関する証明手数料	1件につき 200円	8. 住宅用家屋証明手数料	1件につき 1,000円
3. 認可地縁団体印鑑証明書手数料	1件につき 200円	9. 公簿、公文書及び図面の閲覧又は照合手数料	1件につき 200円
4. 土地、家屋に関する証明手数料	1件につき 200円	10. 公簿、公文書及び図面の謄抄本複写交付手数料	1件につき 200円
	(土地、家屋に関する証明5筆又は5棟を超えるごとの加算) 20円	11. 地籍図複写交付手数料(謄本)	1枚につき 400円
5. 租税、公課に関する証明手数料	1件につき 200円	12. 地籍図複写交付手数料(抄本)	1件につき 200円
	(公課に関する証明1税目をもって1件とし、2税目以上は1税目を超すごとに加算) 20円	13. 地籍図集成図複写交付手数料(謄本)	1枚につき 400円
6. 固定資産課税台帳登録証明手数料	1件につき 200円	14. 地籍図集成図複写交付手数料(抄本)	1件につき 200円

(次頁へ続く)

事務手数料の種類	具体的調整案	事務手数料の種類	具体的調整案
15. 地籍図根多角点網図複写 交付手数料（謄本）	1枚につき 400円	34. 外国人登録済証明書手数料	1通につき 200円
16. 地籍図根多角点網図複写 交付手数料（抄本）	1枚につき 200円	35. 印鑑登録証明手数料	1件につき 200円
17. 臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円	36. 印鑑登録証の交付手数料	1件につき 300円
18. その他の証明手数料	1件につき 200円	37. 介護保険料納付証明書手 数料	1件につき 200円
19. 督促手数料	1通につき 100円	38. 指定居宅介護支援手数料	1件につき 200円
20. 選挙人名簿抄本複写交付 手数料	1枚につき 50円	39. 犬の登録手数料	1件につき 3,000円
21. 鳥獣飼養許可手数料又は 更新手数料若しくは再交 付手数料	1世帯1羽につき 3,400円	40. 狂犬病予防注射済票の交 付手数料	1件につき 550円
22. 農地法による農地又は採 草放牧地の所有権の移転 諸権利の設定、移転、農 地の転用並びに貸借権の 解除、解約その他農地法 による諸手続並びに手続 き上の農地の分割、実測 に対する手数料	1件につき 200円	41. 犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円
		42. 狂犬病予防注射済票の再 交付手数料	1件につき 340円
		43. 普通診断書	1件につき 1,050円
		44. 死亡診断書	1件につき 1,050円
23. 戸籍の謄抄本手数料	1通につき 450円	45. 死体検案書	1件につき 3,150円
24. 戸籍に記載した事項に関 する証明手数料	1件につき 350円	46. 身体検査書	1件につき 1,050円
25. 除籍の謄抄本手数料	1通につき 750円	47. 理容師免許用診断書	1件につき 1,050円
26. 除籍に記載した事項に関 する証明手数料	1件につき 450円	48. 猟銃所持申請用診断書	1件につき 1,050円
27. 届出・申請の受理又は届 出その他の書類の記載事 項の証明書手数料	1通につき 350円	49. 警察及び裁判所用診断書	1件につき 3,150円
28. 上質紙を用いた婚姻・離 婚・養子縁組・養子離縁 又は認知の届出の受理証 明書手数料	1通につき 1,400円	50. 生命保険用診断書	1件につき 5,250円
		51. 身体障害者手帳交付用診 断書	1件につき 1,050円
29. 戸籍の附票に関する写し の交付手数料	1通につき 200円	52. 年金用診断書	1件につき 3,150円
30. 届書その他の書類の閲覧 手数料	1件につき 350円	53. その他の証明	1件につき 1,050円
31. 住民基本台帳の閲覧手数 料	1件につき 200円	54. 往診時自動車使用料	5km以内片道 500円
32. 住民票の写しの交付手数 料	1通につき 200円		5km以上片道 800円
33. 住民票の記載事項の証明 書手数料	1通につき 200円		

地域審議会の設置に関する事項

第2回協議会（2月5日開催）で確認された地域審議会の設置に関する事項を掲載します。

（設置）

第1条 合併後、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
広見地区地域審議会	合併前の広見町の区域
日吉地区地域審議会	合併前の日吉村の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、旧町村の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- 1) 新町建設計画の変更に関する事項
- 2) 新町建設計画の執行状況に関する事項
- 3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- 4) 新町の基本構想の作成及び変更に関する事項
- 5) その他町長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- 1) 公共的団体の役職員
- 2) 学識経験者

（任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

（庶務）

第9条 会議の庶務は、企画を担当する課において処理する。

（雑則）

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

地域審議会の設置並びに組織運営に関する協議については、議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示することになっています。

合併協議状況一覧表

H16.3.9現在

確認済事項

継続協議事項

		提案日	確認日			提案日	確認日
基本的協議項目				その他（各種事務事業の取扱い）			
1	合併の方式	第1回 平成16年1月15日	第1回 平成16年1月15日	22-9	税務業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
2	合併の時期	第1回 平成16年1月15日	第1回 平成16年1月15日	22-10	出納業務		
3	新町の名称	第2回 平成16年2月5日	継続協議中	22-11	選挙管理委員会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
4	事務所の位置	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-12	監査委員会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
5	財産の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-13	地籍調査業務		
特例法に規定されている協議項目				22-14	農政業務		
6	町村議会議員の任期及び定数の取扱い	第2回 平成16年2月5日	継続協議中	22-15	林業業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
7	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-16	農業土木業務		
8	地方税の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-17	水産業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
9	一般職員の身分の取扱い			22-18	商工観光業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
10	地域審議会の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-19	建設業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
11	新町建設計画について	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-20	都市計画業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
その他必要な協議項目				22-21	用地業務		
12	特別職の身分の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-22	水道業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
13	条例・規則等の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-23	農業委員会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
14	組織及び機構	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-24	下水道業務		
15	一部事務組合の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-25	戸籍住民業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
16	使用料・手数料の取扱い	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-26	国保業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
17	公共的団体等の取扱い			22-27	年金業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
18	補助金、交付金等の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-28	介護保険業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
19	行政連絡機構の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-29	保健業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
20	町字名の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-30	高齢者福祉業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
21	慣行の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-31	社会福祉業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
その他（各種事務事業の取扱い）				22-32	社会福祉協議会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-1	議会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-33	児童福祉業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-2	企画業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-34	人権業務		
22-3	広報広聴業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-35	環境衛生業務		
22-4	財政業務			22-36	診療所業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-5	管財業務	第3回 平成16年3月9日	継続協議中	22-37	学校教育業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-6	総務人事業務			22-38	社会教育業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-7	防災交通業務			22-39	社会体育業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-8	電算業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-40	文化芸術業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日

平成16年度合併協議会歳入歳出予算書

歳入

単位：千円

款	項	金額	説明
1 負担金	1 負担金	14,000	2 町村負担金 広見町 7,000 日吉村 7,000
2 県支出金	1 県補助金	2,000	合併協議会運営費補助金
3 繰越金	1 繰越金	2,999	
4 諸収入	1 雑入	1	預金利子
歳入合計		19,000	

歳出

款	項	金額	説明
1 運営費	1 会議費	2,468	協議会委員報酬・費用弁償・委託料ほか
	2 事務費	7,512	需用費・使用料及び賃借料ほか
2 事業費	1 事業推進費	605	報償費ほか
	2 調査研究費	8,130	委託料
3 予備費	1 予備費	285	予備費
歳出合計		19,000	

平成十六年度 事業計画・予算決まる

第三回協議会で承認された平成十六年度事業計画及び予算は次のとおりです。

○協議会、小委員会、幹事会及び専門部会の開催
○合併協議項目の協議

○新町建設計画の作成
○協議会だよりの発行等による情報の提供
○行財政現況調査及び事務事業実態調査の実施
○先進地等の資料、情報収集及び調査研究
○合併移行準備
○その他必要な事項

新町の名称は公募で

— 第1回新町名候補 選定小委員会 —

第一回新町名候補選定小委員会は二月二十日、広見町民会館で午後二時から、全委員が出席して開催しました。

宮本幸孝委員長のあいさつのあと、新町名候補の選定について委員それぞれが意見を述べました。さきほく合併協議会で確認した「さほく」の取扱いをどうするか、また、さほく合併協議会で募集した応募作品の中から、再度選出する方法などの意見もありました。

それぞれの意見を集約した結果、日程が取れるのなら改めて公募するということで、小委員会は



第一回新町名候補選定小委員会

確認しました。その後、事務局が提案した公募スケジュール、応募要領等について協議し、賞品額の一部修正を行い確認しました。



合併に関するお問い合わせは

広見町・日吉村合併協議会事務局

TEL : 0895-45-1111 (内線400~404)

FAX : 0895-45-3078

メールアドレス :

gappei@town.hiromi.ehime.jp

※ ご意見等お待ちしております。

第5回協議会

《予定》

- 月 日 5月6日(木)
- 時 間 午後2時
- 場 所 広見町民会館

第4回協議会

- 月 日 4月7日(水)
- 時 間 午後2時
- 場 所 日吉村
住民センター